

平成二十年法務省令第二十八号

犯罪をした者及び非行のある少年に対する
社会内における処遇に関する規則
更生保護法（平成十九年法律第八十八号）附則
第十二条の施行に伴い、並びに同法の規定に基づ
き、並びに同法及び売春防止法（昭和三十一年法
律第十八号）を実施するため、犯罪をした者及
び非行のある少年に対する社会内における処遇に
関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 仮釈放等

第一節 仮釈放、仮出場、少年院からの仮退
院及び婦人補導院からの仮退院

第一款 法定期間経過の通告等（第七条・
第八条）

第二款 矯正施設の長による申出（第九条
―第十六条）

第三款 審理（第十七条―第二十三条）

第四款 被害者等の意見等の聴取（第二十
四条―第二十七条）

第五款 許可の基準（第二十八条―第三十
一条）

第六款 審理の終結（第三十二条）

第七款 審理の再開（第三十三条・第二十
四条）

第二節 刑事施設等に収容中の者の不定期刑
の終了（第三十五条―第三十七条）

第三節 少年院に収容中の者の退院（第二十
八条―第四十条の五）

第三章 保護観察

第一節 通則

第一款 保護観察実施上の基本的事項（第
四十一条―第四十四条）

第二款 住居の届出及び転居又は旅行の許
可（第四十五条―第四十八条）

第三款 遵守事項（第四十九条―第五十三
条）

第四款 生活行動指針（第五十四条・第五
十五条）

第五款 補導援護（第五十六条―第六十二
条）

第六款 保護者に対する措置等（第六十三
条・第六十四条）

第七款 応急の救護（第六十五条―第六十
七条）

第八款 出頭の命令及び引致（第六十八条
―第七十条）

第九款 被害者等の心情等の伝達（第七十
一条―第七十六条）

第十款 規制薬物等に対する依存がある保
護観察対象者に関する特則（第七
十六条の二・第七十六条の三）

第二節 保護観察処分少年（第七十七条―第
八十四条）

第三款 少年院仮退院者（第八十五条―第九
十条）

第四節 仮釈放者（第九十一条―第九十九
条）

第五節 保護観察付執行猶予者（第九十九
条の二―第一百五九条）

第六節 婦人補導院仮退院者（第一百六条―第
百九条）

第七節 地方委員会の審理に関する規定の準
用（第一百十條）

第四章 生活環境の調整（第一百一十一条―第二十
四条）

第五章 更生緊急保護（第一百五十五条―第二十
二条）

附則

第一章 総則

第一条 この規則は、犯罪をした者及び非行のあ
る少年に対し、更生保護法（以下「法」とい
う。）及び売春防止法の規定に基づいて行つた
社会内における処遇に関し、必要な事項を定める
ことを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、特別
の定めのある場合を除くほか、法及び売春防止
法において使用する用語の例による。

（実施に当たれる者の態度）

第三条 法及び売春防止法並びにこの規則の規定
による措置及び調査の実施に当たっては、法第
一条に規定する処遇の対象となる者に対しては、
厳格な姿勢と慈愛の精神をもって接し、関係人
に対しては誠意をもって接し、その信頼を得る
ように努めなければならない。

（関係人の呼出し）

第四条 法第十二条第一項（法第二十五条第三項
において準用する場合を含む。）の規定による
呼出しは、次に掲げる事項を記載した書面によ
らなければならない。

- 一 関係人の氏名
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 呼出しの事由の要旨
- 四 正当な理由がないのに呼出しに応じないと
きは、十万円以下の過料に処せられることが
ある旨（呼出しに応じない関係人を再度呼び
出す場合に限る。）

第五条 法第二十六条の規定書には、次に掲げる
事項を記載し、合議体を構成する委員の全員が
記名押印しなければならない。

一 決定の対象となる者の氏名、生年月日、本
籍及び住居又は現在する場所

二 主文

三 理由

四 地方委員会の名称及び決定の年月日

2 法第七十七条第三項の規定により一人の委員
で決定をするときは、当該委員が前項各号に掲
げる事項を記載した決定書を作成し、これに記
名押印しなければならない。

（決定の告知）

第六条 法第二十七条第二項本文の規定による決
定の言渡しは、決定書の主文及び理由を朗読し
てするものとする。

2 法第二十七条第二項ただし書の法務省令で定
める方法は、決定の対象とされた者の現在地を
管轄する保護観察所の長又はその者が収容され
ている刑事施設（労働場に留置されている場合
には、当該労働場の附置施設）においては、当該
所長、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦
人補導院の長に、同条第一項の告知を囑託し、前
条第一項の決定書を画像読取装置（スキャナ）及
びこれに準ずる画像読取装置をいう。第五十九
条第一項において同じ。）により読み取つてで
きた電磁的記録を電子情報処理組織を使用する
方法であつて次に掲げるもの（第五十九条第一
項において「電磁的方法」という。）により提
供し、当該電磁的記録に記録された情報の内容
を書面に出力したものを当該決定の対象とされ
た者に交付させる方法その他の適当な方法とす
る。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の
使用に係る電子計算機とを接続する電気通信
回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電
子計算機に備えられたファイルに記録する
方法
- 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられ
たファイルに記録された情報の内容を電気通
信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧
に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に
係る電子計算機に備えられたファイルに当該
情報を記録する方法

3 地方委員会は、前項に規定する方法により法
第二十七条第一項の告知を行つたときは、速や
かに、当該決定の対象とされた者に対し、決定
書の謄本を送付しなければならない。

第二章 仮釈放等

第一節 仮釈放、仮出場、少年院からの
仮退院及び婦人補導院からの仮退院

第一款 法定期間経過の通告等
（身上関係事項の通知等）

第七条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若
しくは禁錮の刑に処せられた者又は少年法（昭
和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一
項第三号若しくは同法第六十四条第一項第三号
の保護処分を受けた者を収容したときは、速や
かに、当該刑事施設又は少年院の所在地を管轄
する地方委員会及び刑事施設又は少年院に収容
された者（以下「刑事施設等被収容者」とい
う。）に係る帰住予定地（刑の執行のため刑事
施設又は少年院に収容されている者の、労働場
に留置されている者、保護処分の執行のため少年
院に収容されている者又は補導処分の執行のた
め婦人補導院に収容されている者が釈放された
後に居住する予定の住居の所在地をいう。以下
同じ。）を管轄する保護観察所の長に対し、書
面により、次に掲げる事項を通知しなければな
らない。これらの事項に變動が生じた場合にお
ける当該變動に係る事項についても、同様とす
る。

一 刑事施設等被収容者の氏名、生年月日及び
本籍

二 懲役又は禁錮の刑に処せられた者について
はその刑の言渡しをした裁判所の名称、言渡
し及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び刑
期（懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予
の言渡しを受けた者（以下次号、第九条第一
号及び第一百一条第三号において「一部猶予
者」という。）にあつては、その刑のうち執
行を猶予された部分の期間並びに猶予の期間
及び当該猶予の期間中の保護観察の有無を含
む）、少年法第二十四条第一項第三号又は同
法第六十四条第一項第三号の保護処分を受け
た者についてはその保護処分した家庭裁判
所の名称、その年月日及び非行名

- 一 関係人の氏名
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 呼出しの事由の要旨
- 四 正当な理由がないのに呼出しに応じないと
きは、十万円以下の過料に処せられることが
ある旨（呼出しに応じない関係人を再度呼び
出す場合に限る。）

三 懲役又は禁錮の刑に処せられた者については、収容した日、刑期の起算日及び終了日（一部猶予者にあつては、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の終了日を含む）並びに刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間（以下「法定期間」という。）の末日、少年法第二十四条第一項第三号又は同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者については、収容した日及び収容すべき期間の終了日

四 犯罪又は非行の概要、動機及び原因
 五 共犯者の状況
 六 被害者等の状況
 七 生活歴

八 心身の状況
 九 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に収容された者については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三十三条の規定による指導（以下「改善指導」という。）の区分、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため少年院に収容された者については、個人別矯正教育計画（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三十四条第一項に規定する個人別矯正教育計画をいう。以下同じ。）

十 帰住予定地
 十一 引受人（刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者、労役場に留置されている者、保護処分の執行のため少年院に収容されている者又は補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者（以下本号において「矯正施設被収容者」という。）が釈放された後にその者と同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その者の改善更生のために特に協力する者をいう。以下同じ。）又は引受人以外の者であつて矯正施設被収容者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者（以下「引受人等」という。）の状況

十二 釈放後の生活の計画
 十三 その他参考となる事項

2 前項の場合において、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設その他の施設を帰住予定地とする刑事施設等被収容者については、その理由、家族の状況その他必要な事項を併せて通知しなければならぬ。

3 地方委員会は、拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者について、必要があると認めるときは、その者を収容し、又は留置している刑事施設の長に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めることができる。

一 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者の氏名、生年月日及び本籍
 二 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者についてはその刑の言渡しをした裁判所の名称、言渡し及び確定の年月日並びに罪名、刑名及び罰金の額

三 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者については、刑期の起算日及び終了日、労役場に留置されている者については留置した日、留置すべき期間及びその終了日
 四 犯罪の概要
 五 心身の状況

6 その他参考となる事項
 4 刑事施設の長は、前項に規定する書面を提出した場合において、当該書面に記載した事項に変動が生じたときは、速やかに、当該刑事施設の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、当該変動に係る事項を通知しなければならない。

5 婦人補導院の長は、補導処分に付された者を収容したときは、速やかに、当該婦人補導院の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、売春防止法第二十五条第二項の規定による通告をするとともに、当該地方委員会及び婦人補導院に収容された者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。

一 婦人補導院に収容された者の氏名、生年月日及び本籍
 二 売春防止法第十七条第一項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所の名称、刑の言渡し及び確定の年月日、罪名、刑名、刑期並びに刑の執行猶予の期間
 三 収容した日及び収容すべき期間の終了日
 四 引受人等の状況

五 婦人補導院における処遇の状況
 六 第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事項（法定期間経過の通告の方式）
 第八条 法第三十三条の規定による通告は、法定期間の末日から十日以内に行うものとする。

2 前項の通告は、通告の対象となる者の氏名及び生年月日、法定期間の末日その他参考となる事項を記載した書面によらなければならない。
 第二款 矯正施設の長による申出（審査）

第九條 矯正施設の長（刑事施設の長、少年院の長及び婦人補導院の長をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者について、仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの仮退院（以下「仮釈放等」という。）を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査（以下「審査」という。）を行わなければならない。

一 刑の執行のため収容している者（一部猶予者にあつては、執行が猶予されなかつた部分の期間が法定期間を超える者に限る。）
 二 労役場に留置している者
 三 保護処分の執行のため収容している者
 四 補導処分の執行のため収容している者（参考意見の聴取等）

第十條 矯正施設の長は、審査に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる者の意見を求めるものとする。

一 審査の対象となる者の処遇に係るある当該矯正施設（刑事施設（当該刑事施設に附置された労役場を含む）、少年院及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の職員以外の協力者
 二 当該矯正施設の職員以外の精神医学、心理学等の専門的知識を有する者
 三 裁判官又は検察官
 2 矯正施設の長は、前項の場合のほか、審査に当たり、裁判官又は検察官から、当該審査の対象となる者について仮釈放等に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

3 矯正施設の長は、審査に関し必要があると認めるときは、訴訟記録を閲覧するものとする。
 第十一條 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容している者の審査は、法定期間の末日までに行い、その後の審査は、少なくとも六月ごとに行うものとする。

2 保護処分の執行のため少年院に収容している者の審査は、少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達したとき又は第三十条に定める基準に該当する見込みがあると認めるときに行うものとする。

3 婦人補導院に収容している者の審査は、その収容の日から二月を経過する日までに行うものとする。
 （仮釈放及び仮出場の申出の基準）
 第十二條 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者については、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。

2 刑事施設の長は、拘留の刑の執行のため収容している者又は労役場に留置している者について、第二十九条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第二項の規定による申出をするものとする。
 （少年院からの仮退院の申出の基準）
 第十三條 少年院の長は、保護処分の執行のため収容している者について、第三十条に定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をするものとする。

2 前項の規定による申出があつたときは、法第四十二条による法第三十五条第二項の規定の適用については、少年院法第三十五条の規定による申出があつたものとみなす。
 第十四條 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、第三十一条に定める基準に該当すると認めるときは、売春防止法第二十五条第三項の規定による申出をするものとする。
 （仮釈放等の申出の方式）
 第十五條 仮釈放等を許すべき旨の申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一 仮釈放等の対象となるべき者の氏名、生年月日及び本籍
 二 仮釈放等の対象となるべき者の現在する場所
 三 申出の理由
 四 心身の状況
 五 改善指導の区分、個人別矯正教育計画、少年院法第十六条に規定する処遇の段階、同法

第三十五条第一項に規定する成績の評価の結果その他の矯正施設における処遇の状況

六 帰住予定地

七 引受人等の状況

八 釈放後の生活の計画

九 仮釈放等により釈放することが適当と認められる日

十 その他参考となる事項

2 刑事施設の長は、仮出場を許すべき旨の申出をする場合であつて、第七條第三項に規定する書面を提出していないときは、前項に規定する書面に、同項各号に掲げる事項のほか、第七條第二項第四号から第六号まで並びに同條第三項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するものとする。

(仮釈放等の申出の取下げ)

第十六條 矯正施設の長は、仮釈放等を許すべき旨の申出に係る者について、地方委員会が仮釈放等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断をする前に第二十八條から第三十一條まで又は少年院法第百三十五條に定める基準に該当しなくなつたと認めるときは、当該申出を取り下げるものとする。

第三款 審理

(仮釈放等の審理開始の判断のための調査)

第十七條 法第三十六條第一項(法第四十二條及び売春防止法第二十五條第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による調査は、次条各号に掲げる事項について行うものとする。

2 地方委員会は、法第三十六條第一項の規定による調査においては、その対象となる者に対し、釈放後の生活の計画その他の仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するために必要な事項を記載した書面の提出を求めることができる。

(仮釈放等の審理における調査事項)

第十八條 仮釈放等を許すか否かに関する審理は、次に掲げる事項を調査して行うものとする。

- 一 犯罪又は非行の内容、動機及び原因並びにこれらについての審理対象者の認識及び心情
二 共犯者の状況
三 被害者等の状況
四 審理対象者の性格、経歴、心身の状況、家庭環境及び交友関係
五 矯正施設における処遇の経過及び審理対象者の生活態度

六 帰住予定地の生活環境

七 引受人等の状況

八 釈放後の生活の計画

九 その他審理のために必要な事項(委員の面接)

第十九條 地方委員会の委員は、仮釈放等を許すか否かに関する審理において、審理対象者と面接するに当たっては、審理対象者の陳述の内容、態度等から、第二十八條、第二十九條、第三十一條又は法第四十一條(第三十條に定めるものを含む。)に定める基準に該当するか否かを判断するために必要な事項を把握し、的確な心証を得ることに努めるものとする。

(面接の立会い等)

第二十條 地方委員会の委員は、前条の面接に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる者の立会いを求め、その意見を聴くものとする。

- 一 保護観察所の保護観察官
二 精神医学、心理学等の専門的知識を有する者

2 前項第二号に掲げる者は、同項の立会いに關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(面接の省略)

第二十一條 法第三十七條第一項ただし書(法第四十二條及び売春防止法第二十五條第四項において準用する場合を含む。)の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第三十二條第一項第三号又は第四号に掲げる事由により審理を終結することとするとき。
二 矯正施設の長が第十六條の規定により仮釈放等を許すべき旨の申出を取り下げた場合において、当該申出に係る処分をしないこととするとき。

三 審理を担当する合議体の構成員である委員が、既に終結している審理対象者に係る審理において、当該審理対象者との面接を行った場合において、当該面接の日から四月を経過していないとき。

四 審理を担当する合議体の構成員である委員が、審理対象者に係る法第三十六條第一項の規定による調査において、当該審理対象者との面接を既に行つていないとき。

五 審理対象者が刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第八十八條第二項の規定により開放の施設における処遇を受けている場合であつて、当該審理対象者について仮釈放を許す旨の決定をするとき。

六 保護処分等の執行のため少年院に收容されている審理対象者について、個人別矯正教育計画における矯正教育の期間が二年以内の場合であつて、当該審理対象者について少年院からの仮退院を許す旨の決定をするとき。ただし、当該審理対象者について少年院法第十六條に規定する処遇の段階が最高段階に達していないとき又は事案の性質若しくは当該審理対象者の性格、経歴等に照らし、面接の省略が相当でないとき認めるときは、この限りでない。

七 審理対象者が釈放された場合に出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九號)第二十四條各号に掲げる者として本邦からの退去を強制される見込みがある場合であつて、当該審理対象者について仮釈放等を許す旨の決定をするとき。

八 災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により面接を行うことが困難であると認められる場合であつて、地方委員会が、第二十八條、第三十一條又は法第四十一條(第三十條に定めるものを含む。)に定める基準に該当するか否かを判断するために必要な事項を把握することができたとき。

(参考意見の聴取等)

第二十二條 第十條の規定は、仮釈放等を許すか否かに関する審理について準用する。この場合において、同條第一項第一号中「当該矯正施設(刑事施設(当該刑事施設に附置された労務場を含む。)、少年院及び婦人補導院をいう。以下同じ。))の職員以外の協力者」とあるのは「協力者」と、同項第二号中「当該矯正施設の職員以外の精神医学」とあるのは「精神医学」と読み替へるものとする。

(仮釈放等の審理の継続)

第二十三條 仮釈放等を許すか否かに関する審理の対象とされている者が他の矯正施設に移送されたときは、当該矯正施設の所在地を管轄する地方委員会が引き続き審理を行うものとする。

第四款 被害者等の意見等の聴取

(意見等を述べたい旨の申出の際に明らかにすべき事項)

第二十四條 法第三十八條第一項(法第四十二條において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する申出は、次に掲げる事項を明らかにしなくてはならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
二 当該申出に係る審理対象者を特定するに足る事項
三 申出人が法第三十八條第一項に規定する申出をすることができる者であること。
(意見等の聴取の方法)
第二十五條 法第三十八條第一項の規定による意見等の聴取は、地方委員会の構成員である委員をして行わせることができる。

2 前項の意見等の聴取は、当該意見等を記載した書面の提出を受け、又は保護観察官をして被害者等の陳述の内容を録取させることにより行うこともできる。

(意見等の聴取に係る通知)

第二十六條 地方委員会は、法第三十八條第一項の規定により意見等を聴取するときは、第二十四條の申出をした被害者等に対し、聴取の日時及び場所(前条第二項の規定により書面の提出を受ける場合には提出先及び提出期限、保護観察官をして録取させる場合にはその日時及び場所)を通知しなければならない。

2 地方委員会は、法第三十八條第一項ただし書の規定により意見等を聴取しないこととしたときは、第二十四條の申出をした被害者等に対し、その旨を通知しなければならない。

(意見等の聴取に当たつての配慮)

第二十七條 法第三十八條第一項の規定により意見等を聴取する場合には、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

第五款 許可の基準

(仮釈放許可の基準)

第二十八條 法第三十九條第一項に規定する仮釈放を許す処分は、懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に收容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪を犯すおそれなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。

(仮出場許可の基準)

第二十九條 法第三十九條第一項に規定する仮出場を許す処分は、拘留の刑の執行のため刑事施設に收容されている者又は労務場に留置されている者の心身の状況、收容又は留置の期間、社会の感情その他の事情を考慮し、相当と認めるときにするものとする。

(少年院からの仮退院許可の基準)
第三十条 法第四十一条に規定する仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、保護処分執行のため少年院に収容されている者について少年院法第六十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察に付することが改善更生のために特に必要であると認めるときとする。

(少年院からの仮退院許可の基準)
第三十一条 売春防止法第二十五条第一項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す処分は、補導処分執行のため婦人補導院に収容されている者について、補導の成績が良好であり、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときとする。

第六款 審理の終結
第三十二条 地方委員会は、仮釈放等を許すか否かに関する審理の対象とされている者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、審理を終結するものとする。
一 仮釈放等を許す旨の決定をしたとき。
二 前号の決定をしない旨の判断をしたとき。
三 懲役、禁錮若しくは拘留の刑又は労務場留置の執行を停止された日から三月を経過したとき。ただし、執行の停止が取り消される見込みがあるときは、この限りでない。
四 保護処分の取消し、補導処分の失効、恩赦、逃走、死亡その他の事情により矯正施設に収容中のものでなくなつたとき。

2 地方委員会は、前項第二号に該当することにより審理を終結したときは、当該審理の対象とされていた者を収容し、又は留置している矯正施設の長に対し、その旨を通知するものとする。

第七款 審理の再開
第三十三条 矯正施設の長又は保護観察所の長は、仮釈放等を許す旨の決定を受けた者について、法第三十九条第四項（法第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特別の事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定を通知した地方委員会に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

2 地方委員会は、法第三十九条第四項の規定により審理を再開したときは、速やかに、仮釈放

等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断をするよう努めなければならない。
(審理の再開の通知)
第三十四条 地方委員会は、法第三十九条第四項の規定により審理を再開したときは、速やかに、審理対象者を収容し、又は留置している矯正施設の長及びその居住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、その旨を通知するものとする。

第二節 刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了
第三十五条 刑事施設等の長又は少年院の長は、不定期刑の執行のため収容している者について、次条に定める基準に該当すると認めるときは、法第四十三条の規定による申出をするものとする。
(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の基準)
第三十六条 法第四十四条第一項の規定による刑の執行を受け終わったものとする処分は、不定期刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、刑事施設又は少年院における処遇の経過及び生活態度、居住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。
(準用)
第三十七条 第九条、第十条、第十五条及び第十六条の規定は法第四十三条の規定による申出について、第一節第三款（第十七条を除く。）及び第六款の規定は法第四十四条第一項の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
第三節 少年院に収容中の者の退院
第三十八条 少年院の長は、保護処分の執行のため収容している者について、次条に定める基準に該当すると認めるときは、少年院法第三十三条第一項の規定による申出をするものとする。
(少年院に収容中の者の退院の基準)
第三十九条 法第四十六条第一項の規定による退院を許す処分は、保護処分の執行のため少年院

に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、少年院における処遇の経過及び生活態度、居住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。
(準用)
第四十条 第九条、第十条、第十五条及び第十六条の規定は少年院法第三十六条第一項の規定による申出について、第一節第三款（第十七条を除く。）及び第六款の規定は法第四十六条第一項の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
(収容時又は収容中における特定保護観察処分少年の身上関係事項の通知等)
第四十条の二 少年院の長は、少年法第六十六条第一項の決定を受けた特定保護観察処分少年を収容したときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る法第六十八条の五第三項の保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一 少年法第六十六条第一項の決定をした家庭裁判所の名称及びその年月日
二 収容した日及び収容可能期間の満了日
三 第七条第一項第一号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事項
2 少年院の長は、前項の通知をした場合において、同項により通知した事項に変動が生じたとき又は第七条第一項第五号、第六号、第八号若しくは第十二号に掲げる事項に關して必要があると認めるときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る居住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、当該変動等に係る事項を通知しなければならない。

4 第二項の場合（第七条第十号に掲げる事項について、更生保護事業法第二条第七項に規定する更生保護施設その他の施設とする旨の変動が生じた場合に限る。）においては、その理由、家族の状況その他必要な事項を併せて通知しなければならない。
(収容中の特定保護観察処分少年の退院の申出の基準)
第四十条の三 少年院の長は、収容中の特定保護観察処分少年について、次条に定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をするものとする。
2 前項の規定による申出があつたときは、法第四十七条の三による法第三十五条第二項の規定の準用については、少年院法第三十六条の二の規定による申出があつたものとみなす。
(収容中の特定保護観察処分少年の退院の基準)
第四十条の四 法第四十七条の二に規定する退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、収容中の特定保護観察処分少年について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときとする。
(準用)
第四十条の五 第九条から第十一条まで、第十五条及び第十六条の規定は少年院法第三十六条の二の規定による申出について、第一節第三款（第二十一条を除く。）、第四款、第六款及び第七款の規定は法第四十七条の二の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
第三章 保護観察
第一節 通則
第一款 保護観察実施上の基本的事項
(処遇の方針)
第四十一条 法第五十七条、法第六十五条の三及び法第六十五条の四（これらの規定を売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導監督（以下「指導監督」という。）は、保護観察対象者（売春防止法第二十六条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「婦人補導院仮退院者」という。）を含む。第七十一条を除き、以下同じ。）の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の

に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、少年院における処遇の経過及び生活態度、居住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。
(準用)
第四十条 第九条、第十条、第十五条及び第十六条の規定は少年院法第三十六条第一項の規定による申出について、第一節第三款（第十七条を除く。）及び第六款の規定は法第四十六条第一項の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
(収容時又は収容中における特定保護観察処分少年の身上関係事項の通知等)
第四十条の二 少年院の長は、少年法第六十六条第一項の決定を受けた特定保護観察処分少年を収容したときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る法第六十八条の五第三項の保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一 少年法第六十六条第一項の決定をした家庭裁判所の名称及びその年月日
二 収容した日及び収容可能期間の満了日
三 第七条第一項第一号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事項
2 少年院の長は、前項の通知をした場合において、同項により通知した事項に変動が生じたとき又は第七条第一項第五号、第六号、第八号若しくは第十二号に掲げる事項に關して必要があると認めるときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る居住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、当該変動等に係る事項を通知しなければならない。

4 第二項の場合（第七条第十号に掲げる事項について、更生保護事業法第二条第七項に規定する更生保護施設その他の施設とする旨の変動が生じた場合に限る。）においては、その理由、家族の状況その他必要な事項を併せて通知しなければならない。
(収容中の特定保護観察処分少年の退院の申出の基準)
第四十条の三 少年院の長は、収容中の特定保護観察処分少年について、次条に定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をするものとする。
2 前項の規定による申出があつたときは、法第四十七条の三による法第三十五条第二項の規定の準用については、少年院法第三十六条の二の規定による申出があつたものとみなす。
(収容中の特定保護観察処分少年の退院の基準)
第四十条の四 法第四十七条の二に規定する退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、収容中の特定保護観察処分少年について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときとする。
(準用)
第四十条の五 第九条から第十一条まで、第十五条及び第十六条の規定は少年院法第三十六条の二の規定による申出について、第一節第三款（第二十一条を除く。）、第四款、第六款及び第七款の規定は法第四十七条の二の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
第三章 保護観察
第一節 通則
第一款 保護観察実施上の基本的事項
(処遇の方針)
第四十一条 法第五十七条、法第六十五条の三及び法第六十五条の四（これらの規定を売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導監督（以下「指導監督」という。）は、保護観察対象者（売春防止法第二十六条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「婦人補導院仮退院者」という。）を含む。第七十一条を除き、以下同じ。）の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の

に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、少年院における処遇の経過及び生活態度、居住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。
(準用)
第四十条 第九条、第十条、第十五条及び第十六条の規定は少年院法第三十六条第一項の規定による申出について、第一節第三款（第十七条を除く。）及び第六款の規定は法第四十六条第一項の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
(収容時又は収容中における特定保護観察処分少年の身上関係事項の通知等)
第四十条の二 少年院の長は、少年法第六十六条第一項の決定を受けた特定保護観察処分少年を収容したときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る法第六十八条の五第三項の保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一 少年法第六十六条第一項の決定をした家庭裁判所の名称及びその年月日
二 収容した日及び収容可能期間の満了日
三 第七条第一項第一号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事項
2 少年院の長は、前項の通知をした場合において、同項により通知した事項に変動が生じたとき又は第七条第一項第五号、第六号、第八号若しくは第十二号に掲げる事項に關して必要があると認めるときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る居住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、当該変動等に係る事項を通知しなければならない。

4 第二項の場合（第七条第十号に掲げる事項について、更生保護事業法第二条第七項に規定する更生保護施設その他の施設とする旨の変動が生じた場合に限る。）においては、その理由、家族の状況その他必要な事項を併せて通知しなければならない。
(収容中の特定保護観察処分少年の退院の申出の基準)
第四十条の三 少年院の長は、収容中の特定保護観察処分少年について、次条に定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をするものとする。
2 前項の規定による申出があつたときは、法第四十七条の三による法第三十五条第二項の規定の準用については、少年院法第三十六条の二の規定による申出があつたものとみなす。
(収容中の特定保護観察処分少年の退院の基準)
第四十条の四 法第四十七条の二に規定する退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、収容中の特定保護観察処分少年について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときとする。
(準用)
第四十条の五 第九条から第十一条まで、第十五条及び第十六条の規定は少年院法第三十六条の二の規定による申出について、第一節第三款（第二十一条を除く。）、第四款、第六款及び第七款の規定は法第四十七条の二の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
第三章 保護観察
第一節 通則
第一款 保護観察実施上の基本的事項
(処遇の方針)
第四十一条 法第五十七条、法第六十五条の三及び法第六十五条の四（これらの規定を売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導監督（以下「指導監督」という。）は、保護観察対象者（売春防止法第二十六条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「婦人補導院仮退院者」という。）を含む。第七十一条を除き、以下同じ。）の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の

に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、少年院における処遇の経過及び生活態度、居住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。
(準用)
第四十条 第九条、第十条、第十五条及び第十六条の規定は少年院法第三十六条第一項の規定による申出について、第一節第三款（第十七条を除く。）及び第六款の規定は法第四十六条第一項の決定をするか否かに関する審理について、それぞれその性質に反しない限り、準用する。
(収容時又は収容中における特定保護観察処分少年の身上関係事項の通知等)
第四十条の二 少年院の長は、少年法第六十六条第一項の決定を受けた特定保護観察処分少年を収容したときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る法第六十八条の五第三項の保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一 少年法第六十六条第一項の決定をした家庭裁判所の名称及びその年月日
二 収容した日及び収容可能期間の満了日
三 第七条第一項第一号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事項
2 少年院の長は、前項の通知をした場合において、同項により通知した事項に変動が生じたとき又は第七条第一項第五号、第六号、第八号若しくは第十二号に掲げる事項に關して必要があると認めるときは、速やかに、当該少年院の所在地を管轄する地方委員会及びその者に係る居住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、当該変動等に係る事項を通知しなければならない。

意欲、性格、年齢、経歴、心身の状況、生活態度、家庭環境、交友関係、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及び保護観察対象者の改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づき、改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

2 法第五十八条（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合及び売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む以下同じ。）に規定する補導援護（以下「補導援護」という。）は、保護観察対象者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようになるまでの困難の程度を的確に把握し、これに基づき、その自助の責任を踏まえつつ、法第五十八条各号に掲げる方法のうち適当と認められるものとする、必要かつ相当な限度において行うものとする。

3 保護観察所の長は、指導監督及び補導援護を行うに当たり、これらを一体的かつ有機的に行うことによりその効果が十分に発揮されるよう努めなければならない。

（保護観察の実施計画）
 第四十二条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、その保護観察の開始に際し、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項については分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等を定めた保護観察の実施計画を作成しなければならない。ただし、保護観察の期間等により必要がないと認めるときは、その作成を省略することができる。

2 保護観察所の長は、保護観察の実施状況等を考慮し、前項本文の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

（保護観察官及び保護司の指名）
 第四十三条 保護観察所の長は、保護観察を実施するときは、当該保護観察を担当する保護観察官を指名し、その者に前条第一項本文及び第二項の規定による分析並びに実施計画の作成及び見直し並びに指導監督及び補導援護を行わせるものとする。

2 保護観察所の長は、前項の場合において、必要があるとき認めるときは、保護観察官と協働して指導監督及び補導援護を行う保護司を指名するものとする。

3 保護観察所の長は、前二項の場合において、特に必要があると認めるときは、複数の保護観察官又は保護司を指名することができる。

4 保護観察所の長は、前二項の規定により保護司を指名したときは、指導監督及び補導援護を行うことに関し、保護司に過重な負担とならないよう、保護司に対して十分に指導及び助言を行うとともに、第一項の保護観察官をして保護司との緊密な連絡を保たせるものとする。

（保護観察における措置の共助）
 第四十四条 保護観察所の長は、保護観察対象者が他の保護観察所の管轄区域に旅行をしているときその他必要があると認めるときは、当該他の保護観察所の長に対し、指導監督、補導援護その他保護観察における措置の共助を依頼することができる。

第二款 住居の届出及び転居又は旅行の許可
 第四十五条 刑罰法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者は、その裁判の確定前であっても、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、当該住居の所在地を届け出ることができる。この場合において、当該裁判が確定したときは、法第五十条第一項第三号の届出があったものとみなす。

（転居又は旅行の許可の申請）
 第四十六条 法第五十条第一項第五号（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の転居又は旅行の許可を受けようとする保護観察対象者は、次に掲げる事項を記載した書面により、その保護観察をつかさどる保護観察所の長に申請しなければならない。ただし、急速を要するときその他やむを得ない事由があると認められるときは、電話その他の適当な方法によることができる。

一 保護観察対象者の氏名及び住居
 二 転居後の住居又は旅行先
 三 転居の理由又は旅行の目的
 四 転居の日又は旅行の期間
 五 転居又は旅行中における連絡方法
 （転居後の住居又は旅行先の調査）

第四十七条 保護観察所の長は、前条の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第二号の転居後の住居又は旅行先の生活環境等について、調査を行うものとする。

2 前項の保護観察所の長は、同項の転居後の住居の所在地又は旅行先を管轄する他の保護観察所の長に対し、同項の規定による調査に関する事務を嘱託することができる。

（転居又は旅行の許可の基準）
 第四十八条 法第五十条第一項第五号の転居又は旅行の許可は、転居後の住居又は旅行先の生活環境、転居の理由又は旅行の目的、保護観察対象者の心身の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、当該転居又は旅行によって当該保護観察対象者の改善更生が妨げられるおそれがないと認めるときにするものとする。

第三款 遵守事項
 第四十九条 保護観察処分少年の特別遵守事項の設定及び変更

2 保護観察所の長は、前項に規定する場合のほか、法第五十二条第一項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更するときは、前項の家庭裁判所に対し、定めようとする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、当該特別遵守事項の内容に関する意見を求め、その意見の範囲内で特別遵守事項を定め、又は変更するものとする。

（少年院仮退院者、仮釈放者等の特別遵守事項の設定及び変更）
 第五十条 地方委員会は、法第五十二条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、当該決定の対象となる者が收容されている矯正施設の長又は当該決定の対象となる者について法第八十二条第一項若しくは売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

2 前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の時までに、当該決定の対象とされた者について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。

3 保護観察所の長は、少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、定めるべき又は変更すべき特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、法第五十二条第二項に規定する申出をするものとする。

（刑罰法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間における保護観察付一部猶予者の特別遵守事項の設定及び変更）
 第五十条の二 地方委員会は、保護観察付一部猶予者（仮釈放中の者を除く。）について、法第五十二条第四項の規定により、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、その者が收容されている刑事施設若しくは少年院の長又は法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

2 前項の刑事施設若しくは少年院の長又は保護観察所の長は、保護観察付一部猶予者について、刑罰法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始（保護観察付一部猶予者が仮釈放を許す旨の決定を受けた者である場合は、釈放。第五十二条第七項及び第九十九条の二第一項において準用する第八十一条の七第二項において同じ。）までの間に、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたとき認めるときは、速やかに、その者を收容中の刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。

3 保護観察所の長は、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたとき認めるときは、定めるべき又は変更すべき特別遵守事項の内容を書面により示すものとする。

受けた補導援護の措置をとることができないとき。
二 委託を受けた補導援護の措置を受ける意思がない旨の申出があったとき。
三 受託者において、委託を受けた補導援護の目的を達し、これを継続する必要があると認めるとき。

四 受託者において、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動を認めたととき。
五 感染症その他重い疾病にかかったとき。
六 死亡したとき。

七 その他受託者において、委託を受けた補導援護の措置をとることに支障を及ぼす事情が生じたときと認めるとき。

三 保護観察所の長は、委託した補導援護が適切に行われるよう、その状況を把握し、受託者に対し必要な指示その他の措置をとるものとする。

第六十二条 保護観察所の長は、必要があるとき、委託を受けた補導援護の措置をとることに支障を及ぼす事情が生じたときと認めるとき、

一 保護観察に付されている少年の心身の状況及び生活の実態を把握し、保護観察官又は保護司と協力して、適切にその監護に当たるよう指導し、又は助言すること。
二 保護観察に付されている少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状について、これを改めるよう指導し、又は助言すること。

三 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

第六十三条 保護観察所の長は、必要があるとき、委託を受けた補導援護の措置をとることに支障を及ぼす事情が生じたときと認めるとき、

一 保護観察に付されている少年の心身の状況及び生活の実態を把握し、保護観察官又は保護司と協力して、適切にその監護に当たるよう指導し、又は助言すること。
二 保護観察に付されている少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状について、これを改めるよう指導し、又は助言すること。

三 保護観察に付されている少年の監護について必要な情報の提供を受け、又は監護の意欲を高め、若しくはその能力を向上させるための講習会等に参加するよう指導し、又は助言すること。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

二 前項の措置をとるに当たっては、保護観察に付されている少年と保護者が良好な関係を築くことができるよう配慮するものとする。

三 住居その他の宿泊場所への帰住を助けたため、旅費を給与し、又は貸与すること。
四 その他就業又は当面の生活を助けるために必要な金銭、衣料、器具その他の物品を給与し、又は貸与すること。

第六十六条 保護観察所の長は、法第六十二条第二項の規定により救護を行うときは、保護観察の実施状況を踏まえ、保護観察対象者の意向を参酌し、当該救護としてとるべき措置を選定するものとする。この場合において、同条第三項の規定により当該措置を委託するときは、その委託先及び委託期間を定めなければならない。

第六十七条 第五十九条から第六十二条までの規定は、その性質に反しない限り、法第六十二条第三項の規定により救護を委託して行う場合について準用する。

第六十八条 法第六十三条（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下次条及び第七十条において同じ。）第一項の規定による出頭の命令は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一 保護観察対象者の氏名
二 出頭すべき日時及び場所
三 正当な理由がないのに出頭の命令に応じないときは、引致されることがある旨

第六十九条 法第六十三条第四項に規定する引致状の請求は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一 引致すべき保護観察対象者の氏名、生年月日、職業及び住居
二 前号の者が保護観察に付されていることを明らかにする事項
三 法第六十三条第二項各号のいずれかに該当する事実の要旨及び引致を必要とする理由
四 引致すべき場所
五 七日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

第六十條 法第六十三条第四項に規定する引致状の請求は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一 引致すべき保護観察対象者の氏名、生年月日、職業及び住居
二 前号の者が保護観察に付されていることを明らかにする事項
三 法第六十三条第二項各号のいずれかに該当する事実の要旨及び引致を必要とする理由
四 引致すべき場所
五 七日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

第六十條 法第六十三条第四項に規定する引致状の請求は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

第七十条 法第六十三条第六項ただし書の規定による引致状の執行の嘱託は、書面によらなければならない。ただし、急速を要するときは、電話その他の適当な方法によることができる。

第七十一条 法第六十五条第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所
二 当該申出に係る保護観察対象者を特定するに足りる事項
三 申出人が法第六十五条第一項に規定する申出をすることができる者であること。

第七十二条 法第六十五条第一項の規定による心情等の聴取は、保護観察官をして行わせるものとする。

第七十三条 保護観察所の長は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取するときは、第七十一条の申出をした被害者等に対し、聴取の日時及び場所（前条第二項の規定により書面の提出を受ける場合には、提出先及び提出期限）を通知しなければならない。

第七十四条 第二十七条の規定は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取する場合について準用する。

第七十五条 第二十七条の規定は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取する場合について準用する。

第七十六条 第二十七条の規定は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取する場合について準用する。

第七十七条 第二十七条の規定は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取する場合について準用する。

第七十八条 第二十七条の規定は、法第六十五条第一項の規定により心情等を聴取する場合について準用する。

(心情等の伝達の方法)

第七十五条 法第六十五条第一項の規定による心情等の伝達は、保護観察官をして、口頭により行わせるものとする。

(心情等の伝達に係る通知)

第七十六条 保護観察所の長は、法第六十五条第一項の規定により心情等を伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を、それぞれ、第七十一条の申出をした被害者等に対し、通知しなければならない。

第十款 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

(関係機関等との緊密な連携の確保)

第七十六条の二 保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察を実施するに当たっては、第四十二条の実施計画において、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携に関する事項を定めるものとする。

(保護観察対象者の意思に反しないことの確認)

第七十六条の三 法第六十五条の三第二項の保護観察対象者の意思に反しないことの確認は、当該保護観察対象者に対し、とうとうとする措置の目的及び内容を書面の交付その他の適当な方法により示した上で、行うものとする。

第二節 保護観察処分少年

(警告の方式等)

第七十七条 警告は、遵守事項を遵守しなかったこと、の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、警告を発しなければなお遵守事項を遵守しないおそれがあると認めるときに発するものとする。

2 保護観察所の長は、警告を発するに当たっては、警告を受ける保護観察処分少年が、遵守事項を遵守することの重要性を自覚し、自発的に健全な生活態度を保持するよう促し、当該保護観察処分少年に対する警告後の保護観察の実効性を確保するよう努めなければならない。

第七十八条 警告は、保護観察官をして、保護観察処分少年の面前で、次に掲げる事項について記載した書面を朗読させ、これを交付させることにより発するものとする。

- 一 保護観察処分少年の氏名
- 二 警告の年月日
- 三 遵守しなかったと認める遵守事項

四 なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いことと認めるときは法第六十七条第二項の規定による少年法第二十六条の四第一項の決定の申請(以下「施設送致申請」という。)をすることがある旨

五 その他警告後の保護観察に特に必要と認めらるる事項

(施設送致申請の方式等)

第七十九条 施設送致申請は、警告を受けた保護観察処分少年が、警告に係る遵守事項を遵守しなかった場合において、当該遵守事項を遵守しなかったこと、の状況、警告後の保護観察の実施状況等を考慮し、その程度が重く、かつ、保護観察によつては当該保護観察処分少年の改善更生を図ることができないと認めるときにするものとする。

第八十条 施設送致申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- 一 保護観察処分少年の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居
- 二 保護者の氏名、年齢、職業及び住居
- 三 保護処分をした家庭裁判所の名称及びその年月日
- 四 警告を発した年月日及び理由
- 五 施設送致申請の理由
- 六 必要とする保護処分の種類及び収容期間(収容期間については、保護観察処分少年が二十歳以上である場合に限る。)
- 七 その他参考となる事項

2 施設送致申請は、保護観察処分少年の居住地(住居がないか、又は明らかでないときは、所在地)を管轄する家庭裁判所に対してしなければならない。

(通告の方式)

第八十一条 法第六十八条第一項の規定による通告は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- 一 保護観察処分少年の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居
- 二 保護者の氏名、年齢、職業及び住居
- 三 保護処分をした家庭裁判所の名称及びその年月日
- 四 通告の理由
- 五 必要とする保護処分の種類及び期間(期間については、保護観察処分少年が二十歳以上である場合に限る。)
- 六 その他参考となる事項

2 前条第二項の規定は、前項の通告について準用する。

(収容決定申請の方式等)

第八十一条の二 法第六十八条の二の規定による申請(以下「収容決定申請」という。)は、特定保護観察処分少年が遵守事項を遵守しなかった場合において、当該遵守事項を遵守しなかったこと、の状況、保護観察の実施状況等を考慮し、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ当該特定保護観察処分少年の改善及び更生を図ることができないと認められるときにするものとする。

第八十一条の三 収容決定申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- 一 特定保護観察処分少年の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居
- 二 保護処分をした家庭裁判所の名称及びその年月日
- 三 収容可能期間及び少年法第六十六条第一項ただし書に規定する通算の期間
- 四 保護処分の期間中に少年法第六十六条第一項の決定を受けている場合には、当該決定をした家庭裁判所の名称及びその年月日並びに法第四十七条の二の決定による少年院からの退院の年月日及びその時点において収容されていた少年院の名称
- 五 法第六十八条の三第一項の規定により留置した場合に留置した年月日及び収容決定申請をするまでに釈放している場合には釈放した年月日
- 六 収容決定申請の理由
- 七 その他参考となる事項

2 第八十条第二項の規定は、収容決定申請について準用する。

(収容決定申請をするか否かに関する審理の開始等)

第八十一条の四 保護観察所の長は、法第六十八条第二項の引致状により引致された特定保護観察処分少年について、収容決定申請をするか否かに関する審理を開始したときは、当該特定保護観察処分少年に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、法第六十八条の三第一項の規定により留置するときは、その旨を併せて通知しなければならない。

2 前項後段の留置は、同項の特定保護観察処分少年について、同項前段の審理を開始する時点において、法第六十三条第二項各号のいずれに

も該当しないと認めるときは、これを行うことができない。

(収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等)

第八十一条の五 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について、法第六十八条の五第一項の規定により特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、同条第三項の規定により、同項の保護観察所の長から特別遵守事項の設定又は変更に関し、意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。当該特定保護観察処分少年が収容されている少年院の長から特別遵守事項に関する意見が表明されているときも、同様とする。

2 前項の保護観察所の長又は少年院の長は、法第四十七条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了の時までに、収容中の特定保護観察処分少年について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたことと認めるときは、速やかに、地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。

3 第一項の規定は、地方委員会が法第六十八条の五第二項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について、前項の規定は、同項の保護観察所の長又は少年院の長が法第四十七条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了の時までに、収容中の特定保護観察処分少年について特別遵守事項を取り消すべき事情が生じたことと認める場合について、それぞれ準用する。

(収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携)

第八十一条の六 法第六十八条の六第一項の保護観察所の長は、同項の規定により意見を述べるときは、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- 一 収容中の特定保護観察処分少年の氏名、生年月日、本籍及び法第五十条第一項第四号に規定する住居(法第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所)
- 二 保護処分をした家庭裁判所の名称、その年月日及び非行名
- 三 保護観察の実施状況
- 四 少年院における矯正教育に関する意見
- 五 非行の概要、動機及び原因
- 六 共犯者の状況
- 七 被害者等の状況

「一項」とあるのは「法第七十三条の四第一項」と、同項中「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十三条の四第二項で準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第八十八条の五 地方委員会は、法第七十三条の第二項の決定をするか否かに関する審理において、必要があると認めるときは、その構成員である委員又は保護観察官をして、審理対象者と面接させるものとする。

(少年院仮退院者の仮退院の取消しの決定)
第八十八条の六 法第七十三条の第二項の決定は、第三十条及び法第四十一条に定める基準に照らし、第八十八条の二の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

(少年院仮退院者の仮退院の取消しの決定の執行)
第八十八条の七 法第七十三条の第二項の決定の執行は、合議体が指揮するものとする。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で指揮することができ

る。
2 前項の指揮は、書面によるものとし、これに決定書の謄本を添付するものとする。
3 法第七十三条の三第一項ただし書の規定による決定の執行の嘱託は、書面によらなければならない。ただし、急速を要するときは、電話その他の適当な方法によることができる。

4 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに、同項本文の書面を送付するものとする。
5 第六十八条の規定は法第七十三条の第三第二項の規定による出頭の命令について、第六十九条及び第七十条の規定は法第七十三条の第三第四項において準用する法第六十三條第四項に規定する引致状及び法第七十三条の第三第四項において準用する法第六十三條第六項ただし書の規定による引致状の執行の嘱託について、それぞれ準用する。この場合において、第六十九条第一項第二号中「保護観察に付されていること」とあるのは「法第七十三条の第二項の決定を受けたこと」と、同項第三号中「法第六十三條第二項各号のいずれか」とあるのは「法第七十三条の第三第二項」と読み替えるものとする。

(少年院仮退院者の退院の基準等)
第八十九条 法第七十四条第一項に規定する申出は、健全な生活態度を保持する少年院仮退院者について、その性格、年齢、経歴、心身の

状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を継続しなくとも、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができると認めるときにするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保護観察所の長は、二十三歳を超える少年院仮退院者について、少年院法第三十九条第一項に規定する事由に該当しなくなったと認めるときは、前項の申出をしなければならない。

第九十条 法第七十四条第一項の決定は、前条第一項又は第二項の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

第四節 仮釈放者
第九十一条 法第七十五条第二項に規定する申出は、仮釈放者が遵守事項を遵守しなかった場合において、当該遵守事項を遵守しなかったこと

の情状、保護観察の実施状況等を考慮し、その改善更生のために保護観察を継続することが相当であると認められる特別の事情がないときにするものとする。
第九十二条 前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- 一 仮釈放者の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居
- 二 刑の言渡しをした裁判所の名称及びその年月日
- 三 罪名、刑名及び刑期
- 四 仮釈放を許す旨の決定をした地方委員会の名称
- 五 仮釈放の年月日及びその時点において収容されていた刑事施設又は少年院の名称
- 六 申出の理由
- 七 その他参考となる事項

2 前項の申出に係る刑の一部について執行猶予の言渡しがあるときは、前項各号に掲げる事項のほか、その刑のうち執行を猶予された部分の期間並びに猶予の期間及び当該猶予の期間中の保護観察の有無を記載するものとする。

(仮釈放の取消事由の通知)
第九十三条 保護観察所の長は、仮釈放者について、刑法第二十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する事由があると認めるときは、速やかに、地方委員会に対し、当該事由及び前条各号(第六号を除く。)に掲げる事項

を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。
(仮釈放を取り消すか否かに関する審理の開始等)

第九十四条 第八十一条の四及び第八十八条第二項の規定は、法第六十三條第二項又は第三項の引致状により引致された仮釈放者について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあり、第八十八条第二項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「法第七十五条第一項の決定」と、第八十八条の四第一項中「法第六十八條の三第一項」とあり、第八十八条第二項中「法第七十三条第一項」と、同項中「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十六条第三項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第九十五条 第八十八条の五の規定は、法第七十五条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

(仮釈放の取消しの決定)
第九十六条 刑法第二十九条第一項第四号に該当することを理由とする法第七十五条第一項の決定は、第二十八条に定める基準に照らし、第九十一条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

(保護観察の停止の申出等)
第九十七条 保護観察所の長は、仮釈放者について、法第五十条第一項第四号に規定する住居に居住していないこと(法第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊していないこと)を認めるとき(その居住地を把握している場合を除く。)は、速やかに、書面により、法第七十七条第一項に規定する申出をするものとする。

2 保護観察所の長は、法第七十七条第一項の規定により保護観察を停止されている仮釈放者について、保護観察官又は保護司をして、その所在の調査を行わせるものとする。
3 保護観察所の長は、法第七十七条第一項の規定により保護観察を停止されている仮釈放者の所在が判明したときは、直ちに、その所在の地を管轄する地方委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

4 保護観察所の長は、法第七十七条第一項の規定により保護観察を停止されている仮釈放者に

ついて、保護観察の停止の理由がなかったことが明らかになったときは、直ちに、同項の決定をした地方委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(仮釈放者の不定期刑の終了の基準等)
第九十八条 法第七十八条第一項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している仮釈放者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を継続しなくとも、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができると認めるときにするものとする。

第九十九条 法第七十八条第一項の決定は、前条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

第五節 保護観察付執行猶予者
(保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等)
第九十九条の二 第八十一条の七第一項の規定は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八條の七第一項の決定について、第八十一条の七第二項の規定は、刑事施設若しくは少年院の長又は保護観察所の長が、当該決定を受けた保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八條の七第二項に規定する事情が生じたとき、当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に対し、当該特定を取り消すべき旨の申出を行うものとする。

2 保護観察所の長は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八條の七第一項の決定を受けた仮釈放中の保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八條の七第二項に規定する事情が生じたとき、当該保護観察所の所在地を管轄する地方委員会に対し、当該特定を取り消すべき旨の申出を行うものとする。

3 地方委員会は、前項に規定する保護観察付一部猶予者について、同項の申出によらず法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八條の七第二項の規定による取消しをしようとするときは、あらかじめ、保護観察所の長の意見を聴かなければならない。

五 生活環境調整対象者の改善更生を妨げるおそれのある生活環境について、当該生活環境調整対象者が釈放された後に影響を受けないようにすること。

六 生活環境調整対象者が釈放された後に、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な保護を受けることができるようにすること。

七 その他生活環境調整対象者が健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むために必要な事項

2 前項の規定による調整は、生活環境調整対象者との面接又は通信その他の方法により、釈放後の生活の計画等を把握し、必要な助言等を行うとともに、引受人等又は同項第三号に掲げる関係人と必要な協議をし、これらの者、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることにより、継続的に行うものとする。

3 保護観察所の長は、第一項の規定による調整を行うに当たり、必要があると認めるときは、生活環境調整対象者が収容されている矯正施設の長に対し、当該生活環境調整対象者の居住予定地、釈放後の生活の計画等に関し、参考となる資料又は情報の提供、当該生活環境調整対象者に対する助言その他必要な協力を求めるものとする。

第百十三條 保護観察所の長は、前条第一項の規定による調整においては、次に掲げる事項について、必要な調査を保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる住居及びその近隣の状況

二 引受人等の状況

三 前条第一項第三号に掲げる関係人の状況

四 前条第一項第四号に掲げる就業先又は通学先の状況

五 被害者等の状況

六 生活環境調整対象者の刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前の生活の状況及び交友関係

七 生活環境調整対象者の心身の状況及び生計の見込み

八 その他前条第一項の規定による調整を行うために必要な事項

2 前項の規定による調査を行う者は、その事務所以外の場所において当該調査を行う場合に

は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(生活環境の調整のための地方委員会による調査)

第百十三條の二 第十七條の規定は、法第八十二条第三項の規定による調査について準用する。この場合において、第十七條第二項中「仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するために」とあるのは、「生活環境の調整を行うために」と読み替へるものとする。

第百十四條 法第八十三條の同意は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者に対し、法第八十三條の規定による調整を行う事項を示した上で、書面により求めるものとする。

2 第百十二条第一項(第二号を除く。)及び第二項並びに第百十三条(第一項第二号を除く。)の規定は、法第八十三條の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項中「釈放された後」とあり、及び「釈放後」とあるのは「当該裁判が確定した後」と、同条第二項中「釈放後」とあるのは「その者の当該裁判が確定した後」と、同条第一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項」とあるのは「前項」と、前条第一項第六号中「刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前の生活」とあるのは「生活」と読み替へるものとする。

第五章 更生緊急保護

第百十五條 法第八十五條(宥春防止法第三十一条)においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。第一項に規定する更生緊急保護(以下「更生緊急保護」という。)は、その対象となる者が、進んで法律を守る善良な社会の一員となり、速やかに改善更生する意欲を有する者であると認められる場合に限り、行うものとする。

第百十六條 法第八十五條第一項に規定する金品を給与し、若しくは貸与し、又は宿泊場所を供与することにより更生緊急保護を行うに当たっては、次に掲げる方法その他の保護観察所の長が必要と認める方法によるものとする。

一 住居その他の宿泊場所がない者に対し、宿泊場所並びに宿泊に必要な設備及び備品を供与すること。

二 食事を得ることができない者に対し、食事を給与すること。

三 住居その他の宿泊場所への帰住を助けるため、旅費を給与し、又は貸与すること。

四 その他就業又は当面の生活を助けるために必要な金銭、衣料、器具その他の物品を給与し、又は貸与すること。

第百十七條 第五十六條の規定は就職を助け、又は職業を補導することにより更生緊急保護を行う場合について、第五十七條の規定は社会生活に適應させるために必要な生活指導を行うことにより更生緊急保護を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十六條第一項及び第二項並びに第五十七條中「保護観察対象者」とあるのは「更生緊急保護の対象となる者」と読み替へるものとする。

第百十八條 保護観察所の長は、更生緊急保護を受けようとする者に対し、書面により法第八十六條(宥春防止法第三十一条)においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。第一項に規定する申出をさせなければならない。

2 検察官又は矯正施設の長は、法第八十五條第一項各号に掲げる者(宥春防止法第三十一条の規定により法第八十五條第一項第一号に掲げる者とみなされる者を含む。)について、刑事上の手続、保護処分又は補導処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するとき、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びにその者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。

第百十九條 保護観察所の長は、前条第一項の申出をした者について、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するため、その者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、親族の状況、生活の能力、生活の計画その他の事項について、同項の申出をした者との面接、同条第二項の更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面その他による必要な調査を行わなければならない。

(更生緊急保護の措置の選定等)

第百二十條 保護観察所の長は、法第八十六條第三項本文の規定により検察官又は矯正施設の長の意見を聴き、及び前条の規定による調査を行った結果、更生緊急保護を行う必要があると認めるときは、当該意見及び調査の結果を踏まえ、当該更生緊急保護としてとるべき措置を選定するものとする。この場合において、法第八十五條第三項の規定により、当該措置を委託するときは、その委託先及び委託期間を定めなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の規定により選定した措置の内容並びに同項の規定により定めた委託先及び委託期間を、第百十八條第一項の規定による申出をした者に知らせなければならない。

3 保護観察所の長は、急速を要するときは、法第八十六條第三項本文の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。(法第八十五條第四項ただし書の規定による更生緊急保護)

第百二十一條 法第八十五條第四項ただし書に規定する改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、次の各号のいずれにも該当するものとす。

一 更生緊急保護の対象となる者の心身の状況、生活環境等に改善更生を妨げる特別の事情があると認められること。

二 更生緊急保護の対象となる者について、改善更生の意欲及びそのための努力が顕著に認められること。

三 更生緊急保護の対象となる者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な保護を受けることができるようあつせんにしたにもかかわらず、なおその改善更生を保護する必要があること。

2 保護観察所の長は、現に更生緊急保護を受けている者が、法第八十五條第四項ただし書の規定により、引き続きこれを受けようとするときは、改めて第百十八條第一項の規定による申出をさせなければならない。

3 前二條の規定は、前項の規定により改めて第百十八條第一項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合においては、第百十八條中「更生緊急保護」とあるのは、「法第八十五條第四項ただし書の規定による更生緊急保護」と、「同項」とあるのは「前条第一項」

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>第百法第五十二條第 十條二項及び第四項 第二、法第五十三條 第二項及び第四 項、法第七十四 條第一項</p> | <p>法第七十八條の法第八十一條 二第一項及び第 二項、法第八十 一條</p> | <p>第四百四十三條第一 第四十三條第一項中「法附 則第五條第一項の規定によ りなおその効力を有するこ ととされる旧犯罪者予防更 生法第三十五條（旧売春防 止法第二十六條第二項にお いて準用する場合を含む。） 又は旧執行猶予者保護觀察 法第七條の」とあるのは 「前條第一項本文及び第二 項の規定による計画の作成 及び見直し並びに」と</p> | <p>第二項 同項中「指導監督（以下 「指導監督」という。）及び 補導援護」とあり、並びに 同條第二項</p> <p>（仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護觀察等 に関する規則及び更生保護の措置に関する規則 の廃止）</p> <p>第三條 次に掲げる省令は、廃止する。 一 仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護觀察 等に関する規則 二 更生保護の措置に関する規則（平成八年法 務省令第二十号） 附 則（平成二五年二月二〇日法務省 令第二九号） この省令は、平成二十六年一月一日から施行 する。 附 則（平成二七年五月二五日法務省令 第三三号） この省令は、少年院法（平成二十六年法律第 五十八号）の施行の日（平成二十七年六月一 日）から施行する。ただし、第五十二條第一項 第一号の改正規定は、刑法等の一部を改正する 法律（平成二五年法律第四十九号）附則第一 條ただし書に規定する規定の施行の日から施行 する。</p> |
|---|---|--|--|

附 則（平成二八年三月三一日法務省令
第一五号）
この省令は、刑法等の一部を改正する法律の
施行の日から施行する。

附 則（令和二年四月二四日法務省令第
三四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年五月二八日法務省令第
三八号）
この省令は、令和二年十月一日から施行す
る。

附 則（令和三年二月一六日法務省令
第四六号）
この省令は、少年法等の一部を改正する法律
の施行の日（令和四年四月一日）から施行す
る。